

高崎山自然動物園キャラクター着ぐるみ貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、別表1に定める大分市高崎山自然動物園（以下「動物園」という。）キャラクターの着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出しについて必要な事項を定める。

(貸出目的)

第2条 大分市は、動物園への愛着や親しみを高めるとともに、広く動物園のイメージ向上を図るために着ぐるみを貸し出すものとする。

(貸出窓口)

第3条 着ぐるみの貸出しは、大分市高崎山管理センター（以下「貸出窓口」という。）が行う。

(貸出方法等)

第4条 着ぐるみの借受けを希望する者（以下「借受希望者」という。）は、借受けを希望する7日前までに着ぐるみ借受（変更）申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 着ぐるみを使用する予定のイベント等の概要資料

(2) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は次の各号のいずれかに該当する場合は、貸出を承認しないものとする。

(1) 動物園の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

(2) 着ぐるみの正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。

(3) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

(4) 特定の個人、政党、宗教団体等を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が使用するとき。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者が使用するとき。

(7) 着ぐるみを営利目的で使用するおそれのあるとき。

(8) その他、市長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容が第2条に定める貸出目的に合致し、かつ、前項各号に該当しないことを確認したときは、貸出の許可（以下「貸出許可」という。）を着ぐるみ貸出許可書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。なお、同一日に複数の申請があった場合は、原則として先着順とする。

4 市長は、貸出許可を出す際に必要な条件を付することができる。

5 貸出許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、貸出窓口から着ぐるみを直接受け取ることを原則とし、使用後は責任を持って貸出期間内に貸出窓口まで返却するものとする。

6 貸出しに伴う搬出及び搬入は、使用者が行うものとする。なお、搬送に当たっては、貸出

窓口の指示に従うものとする。

(貸出許可の取消し)

第5条 市長は、次のいずれかに該当する場合は貸出許可を取り消し、使用者に対しその使用の差止めの請求又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行うことができる。この場合において、使用者は、直ちにその請求等に従わなければならない。

- (1) 使用者が当該要領に違反したとき。
- (2) 使用者が貸出許可に付した条件に違反したとき。
- (3) 申請書の内容に虚偽のあることが認められたとき。
- (4) その他着ぐるみの使用内容が不相当であると認められたとき。

2 市長は、前項の規定による貸出許可の取消しにより使用者に生じた損害について一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占権等)

第6条 貸出許可は、使用者が自己の商標又は意匠とする等の独占して着ぐるみを使用する権利を付与するものではない。

2 貸出許可は、使用者が使用するイベント等について大分市の推奨を行うものではない。

(貸出期間)

第7条 貸出期間は、原則として5日以内とする。

(貸出料)

第8条 貸出料は、無料とする。

(申請内容の変更)

第9条 使用者は、貸出許可を受けた後に申請した内容を変更する場合は、速やかに着ぐるみ借受（変更）申請書を市長に提出し、事前に内容変更の許可を受けなければならない。

2 第4条第3項の規定は、前項の変更の申請に係る許可について準用する。

(着ぐるみの破損及び汚損時の原状回復)

第10条 使用者の過失により着ぐるみを破損し、又は汚損した場合は、使用者は修繕費用等を負担するものとする。

2 着ぐるみを修理又は修復が困難な状態まで損傷させている場合は、大分市は、使用者に対し、実費弁償を請求することができる。

(着ぐるみ亡失時の損害賠償責任)

第11条 使用者は、着ぐるみを亡失した場合は、現品又は相当の代価をもって賠償しなければならない。

(損害賠償責任)

第12条 着ぐるみの使用により使用者が受けた被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、大分市は、一切その責めを負わない。

2 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により大分市に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を大分市に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 大分市は、広く利用促進を図る観点から着ぐるみの貸出し状況について公開することができる。

(遵守事項)

第14条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 貸出許可の際に承認した用途のみに使用すること。
- (2) 着ぐるみを第三者に譲渡し、及び転貸しないこと。
- (3) 別紙「着ぐるみ着用に関する注意事項」を遵守すること。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、着ぐるみの貸出しについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

別表1（第1条関係）

1 大分市高崎山管理センターで貸し出す物品

物 品 名	セット内容	貸出可能数
たかもん着ぐるみ（小） サイズ：W150/H120/D60	本体、ズボン、腕、靴、葉っぱ	1体
たかもん着ぐるみ（大） サイズ：W180/H150/D80	本体、ズボン、腕、靴、葉っぱ	1体
たかもも着ぐるみ サイズ：W150/H120/D60	本体、ズボン、腕、靴、リボン	1体
タッキー着ぐるみ	頭、服上下（ズボン）、手袋、靴	1体
ミルキー着ぐるみ	頭、服上下（スカート）、手袋、靴	1体

2 貸出窓口連絡先

窓口名	所在	電話番号
大分市高崎山管理センター （大分市高崎山自然動物園内）	〒870-0802 大分市大字神崎字ウト 3098-1	097-532-5010